

3-6
2-23

II
48

中央教育委員会設置に關する問題点

一、中央教育委員会の設置は、教育委員会制度及び大学自治確立の精神から見て適當であるかどうか。

二、建議書の内容と現行文部省の機構との關係から見て次のような問題がある。

1. 現行文部省設置法におき、文部省の性格及び権限の民主化と原則として之法され、現実にあつても、他の政府機関の民主化の最善端を以てするので、中央教育委員会の目標とするところは相當に表達せられてゐるかどうか。

2. 教育委員会、国立公之大学、文部省、中央教育委員会の四者^{行政}の権限及び機能の間に調整があるか。

3. 文部省設置法第三十四條に規定された審議会等と中央教育委員会の権限的及び機能的關係をいかにするか。

建議書の中央教育委員会の権限として掲げられた事項は、現行審議会等によつて次のように処理されてゐる。

- (1) 学校教育に關する基本的方針については、
教育課程審議会、通信教育審議会、保健体育審議会、
学術奨励審議会、教材用図書檢定調査審議会、
教科書出版資格審査会、科学教育振興委員会(以下大臣
裁定)の委員会、科学教員委員会、講座等研究協議会、
教材等調査審議会
- (2) 学校施設の基準については、
学校施設基準委員会(大臣裁定)
- (3) 教員資格の基準については、
教員職員の免許等審議会
- (4) 社会教育及び文正事業に關する基本的方針及び援助については、
社会教育審議会、通信教育審議会、藝能選奨委員会(大臣
裁定)

日高 17

(5) 国立学校の設置廃止については

大学設置審議会(私立大学については私立大学審議会)

(6) 官公之、私立大学に関する重要事項については

国立大学審議会、公立大学審議会(以上国立及び公立)

大学管理伝で規定の予定)私立大学審議会、

(7) その他の文教行政については

教職員資格審査会、中央教職員資格審査会、

測地学審議会、国語審議会、著作権審査会、

文正野専門審議会

なお、国立及び公立の大学より重要事項については、国立及び公立の大学管理伝で、文部大臣の下に設けられる国立大学審議会及び公立大学審議会の議決を要することとしているので、これとの関係をどうするか。

4 もし、中央教育月会委員会が、前項の各院同議会等の上位機関となり、調整機能も行うとした場合には、これら各院同議会等の自主性が損われはしないか。

5 もし又、中央教育月会委員会が、第三項の各院同議会等の単なる連絡機関としての機能と果すものとすれば、設置目的の实现的意義が失われはしないか。

6 もし又、中央教育月会委員会が、第三項の各院同議会等とは別個に、文教に関する根本方針の企画立案等の機能を果すものとすれば、新文教行政制の一応の確立を以て現在、積極的に定評すべき事項があるか。

三、行政機構の簡素化の一環として、昨春秋以来、役付の採用して、各院同議会等の整理、方向からみて、中央教育月会委員会の設置はどうか。

